

令和2年第2回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 2年 2月27日(木)

午後 1時00分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 議 題

(1) 教育長報告

(2) 前回議事録の承認について

(3) 議決事項

議案第1号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例について

議案第2号 八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則について

議案第3号 八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則について

議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について

議案第6号 八街市教育施設長寿命化計画の策定について

(4) 報告事項

第1号報告 令和元年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第2号報告 八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の変更契約について

第3号報告 新型コロナウイルス感染症対応について

第4 その他

(1) 各課等からの伝達事項

## 八街市教育委員会議事録

令和2年第2回定例会

期 日 令和2年2月27日(木)

開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時08分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	大 西 昭 子
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	川 名 弘 晃
	学校教育課長	西 貝 喜 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	市 川 明 男
	図書館長	中 澤 ゆかり
	学校給食センター所長	酒 和 裕 一
	教育総務課副主幹(事務局)	森 政 幸

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和2年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に山田委員と並木委員を指定します。

## 3. 議題

### (1) 教育長報告

#### ○教育次長

令和2年1月25日から2月26日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

1月25日、スポーツプラザにて開催された第23回八街市近隣中学校交流柔道大会に出席しました。

1月26日、中央公民館にて開催された第57回新春子ども会書き初め展表彰式に出席しました。教育長賞の授与を行いました。

1月30日、特別会議室にて、令和元年度第1回総合教育会議を開催しました。委員の皆さまの活発なご意見ありがとうございました。

同日、市原市市民会館にて開催された千教連第2回教育長・教育委員研修会に出席しました。委員の皆さまの出席、お疲れさまでした。

2月2日、中央公民館にて、八街市及び八街市教育委員会定例表彰式を開催しました。委員の皆さまも出席いただきありがとうございました。

2月8日、スポーツプラザにて開催された少年少女のつどい大会に出席しました。市内小学生約40人が参加し、ユニカール大会が行われました。

2月14日、八街市議会議場にて、令和2年3月議会が開会しました。一般質問が2月20日、21日、26日に行われ、教育委員会関係では、新年度予算の重点施策、教育センター、教員の働き方改革、郷土資料館についてなどの質問がありました。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

### (2) 前回議事録の承認について

#### ○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月24日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元

にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

### (3) 議決事項

#### ○教育長

・議案第1号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### ○学校教育課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

市立幼稚園の延長保育事業については、少子化に伴う利用者数の減少や保護者のニーズの変化などに伴い、平成30年度の在園児が卒園するまで利用できるという経過措置を付して、平成31年4月1日をもって廃止しております。

今年度、経過措置の対象となる園児が卒園することに伴い、延長保育料徴収条例を廃止しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

### 【質疑応答】

#### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

#### ○教育長

・議案第2号 八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### ○学校教育課長

議案第2号についてご説明いたします。資料の3ページと4ページをご覧ください。

学校教育課では、非常勤職員として、スクールカウンセラーをはじめ、スク

ールソーシャルワーカー、学校教育相談員、図書館司書、給食補助員、特別支援教育支援員などを雇用していますが、令和2年4月1日より会計年度任用職員となり、職種ごとに給料表で報酬を定めています。

スクールカウンセラーについては、公認心理師または臨床心理士という資格を有するという特殊性から、報酬が給料表に示された額を超えてしまいます。このことから、サービスや報酬について、別途、規則を定めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

##### ○委員

第3条第1項第2号において、「前号の資格（公認心理士又は臨床心理士）を有する者と同程度の専門的な知識や技術を有し」とありますが、具体的にはどのような知識や技術なのか教えてもらいたい。

##### ○学校教育課長

スクールカウンセラーに求められる知識として一番重要なのは、心理検査を用いて子どもの心理査定をしたり、面接をして子どもの状況を査定するということに精通していることです。これには、専門的な知識や技術を必要とするので、その辺の知識や技術を持った方が、それにふさわしい方になります。

##### ○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

##### ○教育長

・議案第3号 八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

##### ○学校教育課長

議案第3号についてご説明いたします。資料の5ページと6ページをご覧ください。

スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士または精神保健福祉士

という資格を有するという特殊性から、スクールカウンセラー同様、報酬が給料表に示された額を超えてしまいます。このことから、サービスや報酬について、別途、規則を定めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

##### ○委員

第3条第1項第1号において、有資格者は当然ですが、「これに準ずる者」とは、どの程度のレベルの者を指しているのか教えてもらいたい。

##### ○学校教育課長

現在、学校教育課では、元特別支援学校で校長先生を経験した方を任用しています。この方のように教員経験者で、教育現場で活動された方が「これに準ずる者」ということになります。

##### ○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

##### ○教育長

・議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

##### ○教育総務課長

議案第4号についてご説明いたします。資料の7ページ、8ページと新旧対照表の1ページから10ページまでをご参照ください。

本議案は、来年度から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、関係教育委員会規則4規則について、所要の改正を行うものです。

はじめに、資料7ページの第1条ですが、これは「八街市教育委員会行政組織規則」の一部改正で、規則第24条中の「臨時職員等」を「非常勤職員等」に改めるものです。

次に、第2条「八街市社会教育指導員の設置等に関する規則」の一部改正で、

新旧対照表の2ページから4ページをご覧ください。

第2条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改めます。第4条の見出しを「(任用)」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改めます。

第6条中第1項本文中「1年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項を削ります。

次に、第8条(勤務条件等)は、市長部局の事務となりますので、次のように改めます。「この規則に定めるもののほか、相談員の勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、市長が別に定める。」とします。

第9条(服務)の第4項中「別記様式第2号」を「別記様式」に改めます。

第10条(年次休暇)も市長部局事務となりますので削り、第11条を第10条とします。別表と別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式とします。

次に、資料7ページの最後の行、第3条ですが、これは、「八街市家庭教育指導員の設置等に関する規則」の一部改正で、新旧対照表の5ページから7ページをご覧ください。

こちらの改正については、第2条の「八街市社会教育指導員の設置等に関する規則」の一部改正と同様の内容となります。

次に、資料8ページの中段の第4条ですが、これは、「八街市学校教育相談員の設置等に関する規則」の一部改正で、新旧対照表の8ページから10ページをご覧ください。

こちらの改正についても、第2条、第3条の改正内容と同様になります。

この規則は、令和2年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

##### ○委員

社会教育指導員等の「勤務条件等」に関する条文ですが、「市長が別に定める」とありますが、その詳細については、市長部局のほうで、すでに定めてあるのですか。

##### ○教育総務課長

勤務条件等については、今回新たに、「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」、「八街市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を

制定し、八街市全体の会計年度任用職員の勤務条件等を定めてありますので、職種や勤務日数等により異なった勤務条件等を個別に対応できるような仕組みが備わっています。後ほど、制定された規則等の資料を配付します。

○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

・議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第5号についてご説明いたします。本議案も議案第4号と同様に、臨時職員等が会計年度任用職員へ移行することに伴い、関係教育委員会訓令4規程について、所要の改正を行うものです。

資料の9ページ、10ページと新旧対照表の11ページから15ページまでをご参照ください。

はじめに、第1条の八街市教育委員会事務決裁規程の一部改正ですが、別表第1の(16)と備考中の「臨時職員等」を「非常勤職員等」に改めるものです。

次に、第2条の八街市教育委員会文書規程の一部改正ですが、別表第2の6について、第2条と同様に「臨時職員等」を「非常勤職員等」に改めるものです。

新旧対照表の14ページをご覧ください。

次に、第3条の八街市立学校職員服務規程の一部改正ですが、これは、(兼職等)の第16条第1項中「職員」の次に「非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)」を加えるものです。

なお、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とは、定年退職者の短時間勤務の再任用職員のことです。同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員とは、フルタイムの会計年度任用職員のことです。

新旧対照表の15ページをご覧ください。

次に、第4条の八街市立幼稚園の服務規程の一部改正ですが、第3条と同様の改正となります。

この訓令は、令和2年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第5号について、可決することに決定いたしました。

##### ○教育長

- ・議案第6号 八街市教育施設長寿命化計画の策定についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

##### ○教育総務課長

議案第6号についてご説明いたします。配付の本計画書をご参照ください。

本計画については、国の長寿命化計画や平成28年度策定の八街市公共施設等総合管理計画に基づき、昨年度から策定している計画で、3月に完了する予定です。

1ページをご覧ください。背景、目的等を記載しています。

本計画は、教育施設について、長寿命化できるものは長寿命化を行い、また、大規模改造や改築を適正に実施するために、優先度を設定しつつ、教育環境の質的改善も考慮しながら、それに要するコストの縮減を図り、現実的な実施計画を策定することを目的としています。

計画期間は、令和2年度から令和41年度までの40年間とし、概ね5年ごとに見直すこととしています。

3ページをご覧ください。

本計画の対象施設は、学校施設では、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、その他の教育施設では、中央公民館、スポーツプラザ、図書館、郷土資料館等です。郷土資料館については、現在、台風15号により被災していますので、本計画書には、平成30年度時の劣化調査の評価を掲載しています。

それでは、内容について概略をご説明いたします。9ページをご覧ください。

今後の維持・改築コストについて、40年程度で改築する従来型管理をした場合の経費の試算結果を掲載しています。

図表8をご覧ください。40年間のコストの総額は、約509億円、1年あたりの経費は、約12.7億円となります。過去5年間の経費の平均である約6.2億円の約2倍かかる試算結果となりました。

10ページから15ページまでは、施設の老朽化状況の実態で、昨年度調査した結果を掲載しました。

18ページをご覧ください。

適切な時期に長寿命化対策や大規模改造を実施し、改修周期を80年とした長寿命化管理を行った場合の試算結果を掲載しております。

図表20をご覧ください。40年間のコストの総額は、約438億円、1年あたりの経費は、約11億円となります。過去5年間の経費の約1.8倍となり、従来型管理と比較すると約71億円のコスト削減となります。

今後は、本計画に基づいて施設管理を行い、コストの削減、平準化を図ります。

26ページには、今後5年間の実施計画を掲載しました。

また、策定後は、委員の皆さまに配付するとともに、市ホームページに掲載する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

##### ○委員

21ページの長寿命化の方針のところに、「ただし、耐震診断にて「要調査」と判定された建築物は、長寿命化せずに改築することとします。」と記載されていますが、11ページから14ページの教育施設で、どれがその対象になるのですか。

##### ○教育総務課長

現在、「要調査」というものはありません。今後、耐震診断を行ったときに、経年変化で劣化が進んだ場合に「要調査」という判断がなされたときには危険建物になりますので、改築することになります。

##### ○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第6号について、可決することに決定いたしました。

#### (4) 報告事項

・第1号報告 令和元年度八街市一般会計教育費予算の補正について、事務局の報告をお願いします。

##### ○学校教育課長

報告第1号についてご説明いたします。資料の12ページと別紙の補正予算書をご参照ください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。補正予算書の17ページをご覧ください。

15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金について、補正前の額から78万7千円を減額し、補正後の額を6千118万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

特別支援教育就学奨励費補助金50万1千円の減額は、対象となる児童が確定したことによる補助金の減額です。

教育支援体制整備事業補助金28万6千円の減額は、発達障害支援アドバイザーの賃金が確定したことによる補助金の減額です。

19ページをご覧ください。

16款 県支出金、2項 県補助金、3目 衛生費県補助金について、補正前の額から50万2千円を減額し、補正後の額を7千399万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校教育課に係る部分として、地域自殺対策強化学業費補助金15万円の減額は、学校教育相談員の報酬が確定したことによる補助金の減額です。

##### ○社会教育課長

8目 教育費県補助金について、補正前の額から72万3千円を減額し、補正後の額を210万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金72万3千円の減額は、最終的な交付額が決定によるものです。

##### ○学校教育課長

次に、歳出についてご説明いたします。37ページをご覧ください。

9款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育指導費について、補正前の額

から306万8千円を減額し、補正後の額を1億1千449万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育指導諸費297万円の減額は、共済費および賃金で、特別支援教育支援員、校内適応指導教室補助教員の保険料および賃金の確定に伴うものです。

教育支援体制整備事業費9万8千円の減額は、共済費および賃金で、発達障害支援アドバイザーの保険料および賃金の確定に伴うものです。

2項 小学校費、2目 教育振興費について、補正前の額から176万9千円を減額し、補正後の額を1億6千229万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費76万9千円の減額は、使用料および賃借料のうち自動車借上料で、陸上大会や音楽発表会、各小学校の社会科見学等で利用するバス借上料が当初の見込額を下回ったことによるものです。

小学校児童援助奨励費100万円の減額は、扶助費のうち特別支援教育就学奨励費で、当初の見込額を下回ったことによるものです。

#### ○社会教育課長

38ページをご覧ください。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費について、補正前の額に3千円を増額し、補正後の額を1億979万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

青少年育成基金費3千円の増額は、積立金で、青少年育成基金運用益の積立金です。

#### ○学校教育課長

6項 保健体育費、2目 学校保健費について、補正前の額から83万5千円を減額し、補正後の額を3千500万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健管理費83万5千円の減額は、まず、役務費のうち手数料9万8千円の減額は、入札による飲料水水質検査の契約金額が確定したことによるものです。次に、委託料73万7千円の減額は、健康診断業務で、児童、生徒および教職員の健康診断の実施者が当初の見込み人数より少なかったことによるものです。

#### ○学校給食センター所長

5目 学校給食費について、補正前の額から84万8千円を減額し、補正後の額を6億1千322万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般管理費84万8千円の減額については、委託料です。これは、給食費収

納管理システム運用環境移行業務および給食費収納管理システム納付書レイアウト変更業務の事業費が確定したことによる減額補正です。

○教育総務課長

39ページをご覧ください。

10款 災害復旧費、3項 文教施設災害復旧費、1目 公立学校・幼稚園施設災害復旧費については、予算3千217万円について、一般財源210万円を地方債に組み替えようとするもので、予算額の増減はありません。

○学校給食センター所長

3目 保健体育施設災害復旧費についても、予算494万1千円について、一般財源340万円を地方債に組み替えようとするもので、予算額の増減はありません。

○スポーツ振興課長

次に、第3表 繰越明許費補正について、ご説明いたします。補正予算書の8ページをご覧ください。

9款 教育費、6項 保健体育費、体育施設整備事業費766万8千円については、中央グラウンド改修工事基本設計業務委託料で、外野スタンドと隣接する市道との土地利用について、関係機関との協議・調整などに不測の日数を要していることから、本年度中に完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものです。

○教育総務課長

10款 災害復旧費、3項 文教施設災害復旧費、小学校災害復旧費852万円は、台風15号、19号により被害を受けた、未発注であった小学校の災害復旧工事を繰り越すものです。

その主なものは、二州小学校沖分校の雲梯2基の復旧工事費302万5千円、実住小学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費100万円、交進小学校の門扉復旧工事費75万5千700円、二州小学校の門扉改修工事費90万8千600円、八街北小学校体育館屋根復旧工事費50万円などです。

中学校災害復旧事業費1千577万円は、小学校と同様、台風により被害を受けた、未発注であった中学校の災害復旧費を繰り越すものです。

その主なものは、八街北中学校特別教室棟屋根災害復旧工事1千445万4千円、八街北中学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費100万円などです。

以上で、予算の補正の説明を終了いたします。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

○教育長

・第2号報告 八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の変更契約について、事務局の報告をお願いします。

第2号報告についてご説明いたします。資料の13ページをご覧ください。

八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事については、工事施工中に設計図書と現場に相違が生じたため、変更契約を締結しました。

主な変更内容は、屋根改修2,382㎡について、鋼板カバー工法からシート防水工法に変更、直付けシステム天井の施工1,382㎡について、SOP塗装仕上げに変更、サッシ2カ所の撤去・新設を取りやめ、耐火シール及び飛散防止フィルム施工に変更したものが主なものです。

当初請負金額は、2億606万4千円で、変更後の請負金額は、2億997万9千円です。増加する金額は、391万5千円となります。

本契約は議会案件ですので、3月の市議会へ報告し、承認を求めるものです。以上で、説明を終わります。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

○教育長

・第3号報告 新型コロナウイルス感染症対応について、事務局の報告をお願いします。

○教育次長

新型コロナウイルス感染症については、連日報道されており、先日、政府の基本方針が示されたところでの八街市の対応についてご報告いたします。

2月3日に八街市新型コロナウイルス感染症対策本部が立ち上がりました。本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、本部員は各部長級7人で、事務局は健康増進課という体制です。

同日に第1回の会議が開催かれ、教育長が出席しました。

2月19日に第2回の会議が開催され、教育長が出席しています。お手元に配付した資料は、その際のもので参考にしてください。

八街市としては、感染症の発症や拡大を防ぐための対策として、市が主催・共催する不特定多数の方が参加する行事などについて、当面の間、原則として、延期または中止するよう指示しました。

市民の皆さまにおいては、ご理解とご協力をお願いし、併せて、風邪のよう

な症状がある場合は、外出を控えるとともに手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いしました。

特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人混みの多いところではできるだけ避けるなど、感染予防に注意いただくようお願いしました。

教育委員会としての市内各幼稚園・小中学校の対応については、学校教育課長から報告をお願いします。

#### ○学校教育課長

学校教育課における新型コロナウイルスに関する対応について、ご報告いたします。

インフルエンザと同様に手洗い・うがいの励行を指導していましたが、2月21日、保護者あてに当面の対応について、文書を発出しました。

その中で、園児・児童・生徒に発症者が確認された場合は、原則として学級閉鎖、教職員に発症者が確認された場合は、臨時休業とすることを周知しました。また、感染症対策として、・手洗いの徹底をはかること。・室内では加湿器を使用して乾燥を防ぐこと。・休養・睡眠をとり規則正しい生活を送り、体調管理に努めること。・外出を控えること。・咳エチケットに気をつけること。をお願いしました。

また、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合、だるさや息苦しさがある場合、新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、出席停止としますので、無理をせずに休ませるようにお願いしました。

さらに、学校では感染症に関する誤った情報や噂によるいじめや偏見がないように指導していますので、家庭でも気をつけるようにお願いしました。

2月25日には、マラソンや水泳の学習の時のように、健康観察や検温をお願いしました。

本日、校長・幼稚園長と卒業式の対応などについて協議を行う予定です。

#### ○教育次長

続きまして、その他の今後の各課等の対応について、社会教育課長から順次報告をお願いします。

#### ○社会教育課長

3月中にいくつかの会議を開催予定でしたが、一部を除き中止にします。

また、中央公民館利用者で、感染予防のために会議室等を利用しない場合は、振替使用をお願いしていますが、いつ終息に向かうか分からない状況の中で、一部団体については、使用料の返金での対応も考えています。

さらに、中央公民館でアルコール消毒の容器を設置し、感染予防に努めています。

#### ○図書館長

図書館は、2月8日（土）より改修工事のため休館していますが、工事は予定どおり進行しており、空調設備の設置作業は今月末に終了する予定です。

3月より床の張り替え工事を予定しておりますが、施工業者との打合せの結果、3月中旬までに作業が完了することですので、3月20日（金）より、通常業務を再開したいと考えています。

また、開館準備のため、臨時窓口は15日（日）で閉鎖します。開館と同時におはなし会や映画会も再開する予定でございましたが、対象者・参加者が小さいお子さんや高齢の方のため、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3月31日まで中止としました。

#### ○学校給食センター所長

第一調理場が外部の業者も出入りするもので、玄関入口にアルコール消毒の容器を設置しています。

その他については、日常的に衛生管理をしっかり行っているため、学校給食管理基準に従い、調理員については、個人別健康状態チェックリストで、毎日チェックしています。

また、栄養士や普通の職員も、これに準じたチェックをし、施設の中に入っています。

このように、毎日かなり厳しいチェックを継続することにより、感染予防に努めています。

#### ○スポーツ振興課長

スポーツプラザをはじめ、スポーツ施設については、現在のところ、大会等では、中学生のバスケットボール、バレーボールの中止が決まり、その他、練習においても3月いっぱいは見合わせたいという相談があります。

施設を使用できなくなった分は、振替使用をお願いしていますが、大会等は、返金対応を考えています。

また、現在は、強制的な使用停止にはしていないので、施設に入るときには、アルコール消毒等を徹底しています。

今後も近隣市町の状況も含め情報収集に努めていきます。

#### ○教育次長

以上で新型コロナウイルス感染症対応についての報告を終わります。

#### ○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

#### ○委員

各課等とも状況に合わせた適切な対応をしているようなので、これからもよろしく願います。

○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

4. その他

(1) 各課等からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

教育長報告

令和2年1月25日～2月26日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
1/25	土	13:30	スポーツプラザ	第23回八街市近隣中学校交流柔道大会
1/26	日	10:00	中央公民館	第57回新春子ども会書き初め展表彰式
〃	〃	13:00	佐倉市中央公民館	立身流抜初演武大会
1/27	月	14:30	二州小学校沖分校	第8回八街市小中学校教頭会
1/28	火	11:00	広域高速ネット296(酒々井町)	放送番組審議会(ケーブルテレビ)
〃	〃	15:00	中央公民館	中央公民館・図書館・郷土資料館のあり方基本構想会議
1/29	水	15:00	大会議室	八街市通学路交通安全対策連絡会議
1/30	木	9:30	特別会議室	第1回総合教育会議
〃	〃	13:30	市原市市民会館	千教連第2回教育長・教育委員研修会
1/31	金	14:00	印旛教育会館	印教連教育功労者表彰式
〃	〃	15:00	〃	第4回印教連定例常任委員会
2/1	土	8:40	千葉黎明高等学校	「安全と平和を祈る日」式典
2/2	日	10:00	中央公民館	八街市及び八街市教育委員会定例表彰式
2/3	月	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	11:00	〃	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2/4	火	13:30	笹引小学校	第10回八街市小中学校長研修会
2/5	水	9:50	団体研修室	八街市職員採用面接
2/6	木	16:00	第1会議室	部課長会議
2/7	金	10:00	中央公民館	青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」
2/8	土	9:30	スポーツプラザ	少年少女のつどい大会
2/10	月	13:30	特別会議室	八街市議会3月定例会議案説明記者会見
2/12	水	10:50	北総教育事務所 別館	令和元年度末人事異動関係二次面接
2/13	木	9:10	特別会議室	一般質問答弁書市長打合せ
〃	〃	15:00	教育長室	園長会議
2/14	金	10:00	八街市議会議場	本会議(令和2年3月議会開会)
2/15	土	9:00	スポーツプラザ	教育長杯争奪バレーボール大会
2/17	月	15:00	笹引小学校	第9回八街市小中学校教頭会
2/19	水	16:30	特別会議室	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2/20	木	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
2/21	金	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
2/25	火	15:30	中央公民館	第25回八街市民音楽祭第1回実行委員会
2/26	水	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)